

(別紙)

業務実施体制等提案書を特定するための評価基準

業務実施体制等提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
提案者能力 (企業)	同種業務の実績	同種業務の実績について、業務内容と本業務との関連性等を勘案し評価する。 同種業務：以下に示す①～②の業務 ① パークマネジメントプランの策定業務 ② 市民協働による公園緑地の再整備計画、若しくは管理運営計画策定業務	20
	公園別パークマネジメントマニュアルの提案	・公園別に特性を生かした具体的な公園運営を行うための「公園別パークマネジメントマニュアル」の構成案や策定の流れの提案についての有益性を評価する。	20
	重点プロジェクトの提案	・沼津市や公園の課題解決につなげるため、重点的に取り組むリーディングプロジェクトの提案についての有益性を評価する。	20
業務実施体制	本業務を遂行する人員及び体制の確保	実施体制について本業務を遂行する上で適切な体制が確保されているか評価する。 ・業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性 ・業務を遂行する上での工夫点の妥当性	10
	予定主任技術者の実績	業務の内容と本業務との関連性及び有益性について勘案し評価する。	20
	予定担当技術者の実績	業務の内容と本業務との関連性及び有益性について勘案し評価する。	10

※ただし、合計点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。